
別紙6 商品化ライセンス契約の条項例

日本国法人●●●●株式会社(以下、「甲」という。)と中華人民共和国法人●●●●有限公司(以下、「乙」という。)とは、商品化ライセンスについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (定義)

本契約における用語の定義は以下の通りである。

1. ライセンス対象：●●●●アニメ著作物関連のキャラクター又は名称などを指し、具体的には別紙●の記載のとおりとする。
2. ライセンス製品：ライセンス対象を使用した製品を指す。製品範囲は別紙●の記載のとおりとする。
3. ライセンス地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）
4. ライセンス期間：●年●月●日-●年●月●日

第2条 (ライセンス範囲)

1. 甲は乙に、ライセンス期間内に、ライセンス地域において、ライセンス製品の製造、販売、広告宣伝を行うことを授権し、乙は当該授権を受け入れる（以下、本条で規定する授権を「商品化ライセンス」という。）。
2. 前項に定める商品化ライセンス態様は通常ライセンスである。

第3条 (ライセンス料及び最低保証金)

1. 第2条に定める商品化ライセンスの対価として、乙は、別紙●に定める各ライセンス製品の希望小売価格、ライセンス料率及びライセンス製品の製造数量に基づき、甲にライセンス料を支払うものとする。ライセンス料の支払期限は第7条第3項の規定に準ずる。
2. 乙は、本契約締結後●日以内に、甲に最低保証金として●人民元(税込)を支払うものとする。最低保証金は本条第1項に規定するライセンス料に充当され、ライセンス料が最低保証金を超えたときから、乙は甲に当該超過分のライセンス料を支払うものとする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、かつ、納付証明を速やかに甲に提出するものとする。
4. ライセンス料又は最低保証金が期限通りに支払われない場合、1日遅延するごとに、乙は、遅延の対象となる金額の0.1%を、甲に対し違約金として支払う。

-
- 乙は、ライセンス料、最低保証金を甲の以下の指定口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。

口座名義：●●●●●

口座開設銀行：●●●●●

支店名：●●●●●

銀行口座番号：●●●●●

銀行住所：●●●●●

- 第 2 項の規定に基づき甲に支払われた最低保証金は、理由の如何を問わず返還されないものとする。

第 4 条（報告書・監査）

- 乙は、各種ライセンス製品の品名、製造数量、販売数量など詳細の製造、販売情報を月次ベースで集計し、翌月●日までにこれらの情報を記載した計算報告書を甲に提出するものとする。
- 乙は、前項に規定する計算報告書に記載される各データの真実性及び正確性を保証する。
- 乙は、第 1 項に規定する計算報告書に関して、計算の基礎となる帳簿を作成して関連書類とともに保管し、本契約の有効期間中及び契約終了後 5 年間、甲が必要と認めるときは、甲又は甲が指定する第三者に対して、当該帳簿及び関係書類を閲覧、謄写させるものとする（以下、「監査」という。）。
- 監査により、乙が支払ったライセンス料が実際に支払うべきライセンス料より少ないことが発見された場合、乙は直ちに甲にその差額分を補填し、かつ第 3 条第 4 項の規定に基づき甲に違約金を支払うものとする。差額が既に支払った収益の 5%に達した場合、乙は当該監査費用（会計士費用などが含まれるが、これらに限られない。）を負担するものとする。

第 5 条（素材の引き渡し）

- 甲は最低保証金の受領後●日以内に、別紙●に規定されたライセンス対象の素材を乙に提供しなければならない。乙は素材の受領後●日以内に検収を行い、素材の瑕疵又は欠落を発見した場合、甲に対して具体的な瑕疵又は欠落の箇所を指摘した上で、甲に修正又は補充を要求することができる。乙が当該期限を過ぎても修正又は補充を要求しない場合、当該素材は検収に合格したものとみなす。素材の提供に必要な費用は乙が負担するものとする。
- 甲が乙に提供する素材の所有権・知的財産権など全ての権利は、甲に帰属するものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は甲の指示に従い、自身で費用を負担し、甲が本契約に基づき提供した全ての素材（派生物及び複製物を含む。）を

返還又は破棄し、かつ返還又は破棄の事実を説明する書面(乙社印を押印したもの)を甲に提供する。

3. 乙は本契約の履行以外の目的で甲が提供する素材(派生物及び複製物を含む。)を使用してはならない。乙は素材の滅失、毀損、盗難、漏洩など(以下、総称して「漏洩等」という。)の発生を防ぐため、これらの素材を厳重に保管しなければならない。素材の漏洩等が発生した場合、乙は、直ちにその費用にて救済措置を講じるとともに、甲に通知し甲から指示があれば、当該指示にしたがって対応しなければならない。

第6条(監修手続き)

1. 乙は、作成したライセンス製品(製品パッケージ、ラベル、タグ等を含む。以下同様。)の設計図について、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得なければならない。
2. 乙は、甲の書面による同意を得た設計図にしたがって試作品を作るものとし、かつ、試作品について甲の監修を受け、甲の書面による同意を得なければならない。
3. 乙は、甲の書面による同意を得た試作品にしたがってライセンス製品を製造するものとし、量産製品のサンプル品(以下、「量産品サンプル」という。)について甲の監修を受ける。甲が、量産品サンプルの品質が試作品の品質を下回り、又は、試作品と一致しないと合理的に判断した場合、乙に対して修正を求める権利を有する。量産品サンプルについて甲の書面による最終同意を得ない限り、乙はライセンス製品を販売し、又は流通させてはならない。甲が量産品サンプルの受領後●日以内に、乙に修正を要求しない場合、甲は量産品サンプルを承認したものとみなす。
4. 乙は、作成した各種のライセンス製品広告宣伝資料(広告動画、ポスター、チラシが含まれるが、これらに限られない。)について、使用する前に、甲の監修を受け、かつ甲の書面による同意を得なければならない。
5. 乙が監修のために甲に提供する設計図、試作品、量産品サンプル、広告宣伝材料について、甲はこれらを乙に返却する必要はない。また、乙は各ライセンス製品について甲の最終同意を得た量産品サンプル●個を、無償で甲に提供しなければならない。
6. 乙は、ライセンス製品及びその広告宣伝資料に対して、甲の指定した方法で著作権表示を行うものとする。

第7条(偽造防止ラベル)

1. 乙は全てのライセンス製品に甲が提供する偽造防止ラベルを貼付しなければならない。
2. 乙はライセンス製品の製造開始前に、当該ロットの製造数量を基に別紙●の偽造防止ラベル申請書に必要事項を記入し、かつ甲の指示に基づき製造注文書又は出荷伝票を発行のうえ甲に提出し、甲の書面による許可を得るものとする。
3. 偽造防止ラベル申請書について、甲の書面による許可を得た後●日以内に、乙は申請書に記載されたライセンス料を甲の指定口座に支払うものとする。甲は乙のライセンス料の受領後●日以内に、申請書の記載数量に基づき乙に偽造防止ラベルを提供する

ものとする。ライセンス料が最低保証金を超過していない場合、甲は、申請書を許可してから●日以内に乙に偽造防止ラベルを提供するものとする。

4. 偽造防止ラベルについて、乙は以下の行為を行ってはならない。
- (1) 甲以外の第三者から偽造防止ラベルを仕入れ、又は自ら偽造防止ラベルを製造する。
 - (2) 製品から偽造防止ラベルを剥がして再利用する。
 - (3) 偽造防止ラベル申請書で記載した製品の名称、数量に従わずに偽造防止ラベルを使用する。
 - (4) 第三者に偽造防止ラベルを譲渡する。

第8条（ライセンス製品の製造委託）

乙がライセンス製品の全部又は一部を第三者である製造者（以下、「受託製造者」という。）に委託する場合、事前に受託製造者情報（企業名称、規模、製造能力等。）を甲に通知し、かつ、甲の書面による承諾を得なければならない。また、乙は、受託製造者に対して本契約の関連規定を遵守させ、その内容を受託製造者との製造委託契約に規定するものとし、受託製造者の行為について甲に対して一切の責任を負うものとする。

第9条（ライセンス製品の販売及び流通）

1. 甲の書面による事前の承諾がない限り、乙はライセンス地域外でライセンス製品を販売し、流通させてはならない。
2. 乙は、ライセンス製品を販売する第三者に対しても前項の規定を遵守させ、かかる内容を第三者との売買契約に規定し、当該第三者がライセンス製品を再販する場合においても同じ義務を遵守するよう約定しなければならない。乙は、当該第三者の行為について甲に対して一切の責任を負うものとする。

第10条（権利被侵害対応）

1. 乙が本契約に基づき享受する商品化ライセンス権利が第三者に侵害された場合、乙は自身の名義で権利保護を行う権利を有する（弁護士書簡の送付、行政摘発、提訴などが含まれるが、これらに限られない。）。ただし、乙は、事前に侵害業者、侵害行為等具体的な権利侵害の詳細及び講じる予定の権利保護措置を甲に通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。
2. 前項に規定する権利保護に必要な費用（以下、「権利保護コスト」という。）は、乙が負担し、権利保護により獲得した賠償金、和解金などの収入については、全ての権利保護コストを差し引いた後、甲：乙＝●：●の割合で、乙から甲に残りの収入が分配されるものとする。
3. 甲は、合理的な範囲内で第1項に規定する権利保護に必要な協力を行い、これらの協力により一定の費用が発生する場合、権利保護コストとして乙が負担するものとする。

第 11 条（著作権の帰属）

ライセンス対象に基づいて制作された制作物の著作権（ライセンス製品の設計図及び広告宣伝資料の著作権が含まれるが、これらに限られない。）は全て甲に帰属し、乙はいかなる権利も有しないものとする。

第 12 条（商標等の登録行為の制限）

乙は自ら又は第三者を通じて、いかなる国又は地域においても、ライセンス対象及びこれに類似する標識又は著作物に関して、商標登録出願、著作権登録、その他のいかなる知的財産権の登録又は出願も行ってはならない。

第 13 条(甲の義務)

1. 甲は、乙に対して第 2 条に定める商品化ライセンスを行う権利を有し、ライセンス対象がいかなる第三者の知的財産権等の権利も侵害していないことを保証しなければならない。
2. . . .

第 14 条(乙の義務)

1. 乙はライセンス製品を継続的かつ積極的に製造、販売しなければならない。
2. 乙は、本契約に規定されたライセンス範囲内でライセンス対象を使用するものとし、ライセンス範囲を超える使用は全て厳格に禁止される。
3. 乙はライセンス製品の製造、販売、広告宣伝が全ての適用可能な法令、国家基準、業界基準に合致しており、ライセンス製品の品質が良く、いかなる欠陥や瑕疵も存在しないことを保証しなければならない。
4. 甲の責めに帰すべき事由を除き、乙は商品化ライセンス権利を行使する際に第三者の知的財産権等の権利を侵害しないことを保証しなければならない。
5. . . .

第 15 条(第三者紛争対応)

ライセンス製品に起因して第三者との間に紛争（製品の品質に関する紛争、知的財産権侵害紛争などが含まれるが、これらに限られない。）が生じた場合、ライセンス対象に起因するものを除き、乙の責任及び費用にて解決しなければならず、甲にいかなる迷惑もかけてはならない。これにより甲に損害を与えた場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第 16 条（契約終了時の処理）

1. ライセンス期間満了後又は本契約終了後、乙は直ちにライセンス製品の製造を停止しなければならない。
2. 乙はライセンス期間満了後又は本契約終了後●日以内に、甲に、ライセンス製品（半製品を含む。）の在庫残数、未使用の偽造防止ラベルの数量、ライセンス製品の製造に用いる部品又は金型の数量、及び、ライセンス対象を使用した広告宣伝資料の在庫（以下、総称して「ライセンス製品の在庫等」という。）の情報を書面にて報告しなければならない。
3. 乙が本契約に基づき甲に相応のライセンス料及び最低保証金を支払い、かつ前項規定に基づき甲に報告を行った場合、ライセンス期間満了後又は本契約終了後●日を期限として（以下、「在庫清算期間」という。）、乙はライセンス製品の在庫を販売することができる。また、本契約が乙の責めに帰すべき事由により解除となり終了した場合、乙は契約終了時点で直ちにライセンス製品の販売を停止し、かつ、第 4 項にしたがって、破棄措置を講じなければならない。
4. 在庫清算期間満了後、乙は直ちにライセンス製品の販売を停止するものとし、甲が指定する期限内にライセンス製品の在庫等を破棄し、かつ破棄の事実を説明する書面（乙社印を押印したもの。）を甲に提出しなければならない。甲は自ら又は代理人に委任して破棄現場に立ち会う権利を有し、乙はこれに協力する。

第 17 条（授權証の発行）

甲は、乙が合理的に要求する商品化ライセンス権利の行使に必要な授權証を発行する。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。ライセンス期間の満了又は本契約の終了後、乙は速やかに甲に授權証を返還しなければならない。

第 18 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 19 条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当する場合には、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合
 - (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
3. 甲及び乙は、前 2 項の事由に該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、相手方から解除の意思表示をされなくても当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済を行うものとする。
4. 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、甲が本契約を解除した場合、甲は、受領済みの最低保証金及びライセンス料を返還することを要しない。
5. 本条に基づく契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

第 20 条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対し損害賠償を請求できる。

第 21 条 (不可抗力)

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払義務を除く。）の履行不能又は履行遅延について、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第 22 条 (権利義務等の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第 23 条 (通知)

※ 本 PDF はあくまで契約書締結の解説のために制作されており、そのまま使用することを前提に作られておりません。これらの書式のご利用について当機構は責任を負いかねますので、ご利用者の責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 24 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、中華人民共和国の法律を適用する。

第 25 条（紛争解決）

本契約に関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

第 26 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就商品化授权之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

在本合同中的用语的定义如下：

1. 授权标的：指●●●●动画作品相关的卡通形象或名称等，具体以附件●所列范围为准。
2. 授权产品：指使用了授权标的的产品，具体产品范围以附件2所列范围为准。
3. 授权区域：中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）
4. 授权期限：●年●月●日-●年●月●日

第2条（授权范围）

1. 甲方授权乙方，在授权期限内，于授权区域，制造、销售、广告宣传授权产品，乙方接受该授权（本条规定的授权以下称“商品化授权”）。
2. 前款规定的商品化授权性质为普通授权。

第3条（授权费）

1. 作为第2条商品化授权对价，乙方应按照附件●规定的每个授权产品的建议零售价、授权费费率及授权产品的制造数量，向甲方支付授权费。授权费支付期限以第7条第3款规定为准。
2. 乙方应于本合同签订后●日内，向甲方支付保底授权费人民币●元（含税）。保底授权费可用于抵扣本条第1款规定的授权费，当授权费超过保底授权费时，乙方才开始向甲方支付超出部分的授权费。
3. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税费，并及时向甲方提交缴纳证明。
4. 若乙方未能如期支付授权费或保底授权费的，每延迟一日，乙方应按照延迟金额的0.1%向甲方支付违约金。
5. 乙方应将授权费、保底授权费汇至以下甲方指定的银行账户，因银行转账产生的手续费，由乙方承担。

账户名称：●●●●

开户银行：●●●●

分行名称：●●●●

银行账号：●●●●

银行地址：●●●●

6. 根据第 2 款规定向甲方支付的保底授权费，不论理由如何均不予返还。

第 4 条（报告书及审计）

1. 乙方应按月统计授权产品的品名、制造数量、销售数量等详细的制造、销售信息，并于次月●日前将记录了该等信息的计算报告书提交给甲方。
2. 乙方保证，前款规定的计算报告书的各项数据均真实、正确。
3. 乙方应编制作作为第 1 款规定的计算报告书的计算基础的账簿，并与相关文件一同保管。在本合同有效期间以及本合同终止后 5 年内，若甲方认为必要时，乙方应当让甲方或甲方指定的第三方，查阅、誊写该账簿以及相关文件（以下称“审计”）。
4. 如任何审计显示乙方已支付的授权费少于应支付的授权费的，乙方应立即向甲方补足差额部分，并按 3 条第 4 款的规定向甲方承担违约金。如差额达到已支付授权费的 5% 的，则乙方应向甲方承担审计成本（包括但不限于会计师费用等）。

第 5 条（素材交付）

1. 甲方应于收到保底授权费后●日内，向乙方提供附件●所列的授权标的素材。乙方应于收到素材后●日内进行验收，若经乙方验收后发现素材有瑕疵或缺失的，乙方可在向甲方指出具体的瑕疵或缺失后，要求甲方进行更正或补充。若乙方逾期未要求更正或补充的，则视为验收合格。素材提供所需费用由乙方负担。
2. 甲方提供给乙方的素材的所有权、知识产权等所有权利仍归甲方所有。授权期限届满或本合同终止后，乙方须根据甲方的指示，自行承担费用返还或销毁甲方根据本合同交付的所有素材（包含复制物、衍生物），并就返还或销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。
3. 乙方不得出于履行本合同以外的目的使用甲方提供的素材（包含复制物、衍生物），乙方应严格保管该等素材，以防止素材的灭失、毁损、偷盗、泄露等（以下统称“泄露等”）事故的发生。若素材发生泄漏等事故的，乙方应立即以其费用采取补救措施并通知甲方，如甲方对此有指示的，乙方应按照甲方指示进行应对。

第 6 条（监修）

1. 就乙方制作的授权产品（包含产品外包装、标签、吊牌等，下同）的设计图，应接受甲方监修，并获得甲方书面同意。
2. 乙方应按照获得甲方书面同意的设计图制作授权产品试制品，并就试制品接受甲方监修，获得甲方的书面同意。

-
3. 乙方应按照获得甲方书面同意的试制品生产授权产品,并就量产产品的样品(以下称“大货样”)接受甲方监修。如甲方合理认为大货样的品质低于试制品或与试制品样式不一致的,甲方有权要求乙方进行修改。在大货样未得到甲方的最终书面同意前,乙方不得销售流通授权产品,但如果甲方在收到大货样后●日未要求乙方修改的,视为甲方同意。
 4. 乙方制作的各种授权产品广告宣传材料(包括但不限于广告视频、海报、宣传单等)应在使用前接受甲方监修,并获得甲方书面同意
 5. 乙方为监修向甲方提供的设计图、试制品、大货样、广告宣传材料,甲方无需向乙方返还。另,乙方应就每个授权产品无偿向甲方提供最终获得甲方同意的大货样●个。
 6. 乙方应在授权产品及其宣传材料上,按照甲方指定的方式进行版权声明的标注。

第7条(防伪标签)

1. 乙方应在所有授权产品上粘贴由甲方提供的防伪标签。
2. 乙方应在开始生产授权产品之前,以该批制造数量为基准,填写附件●的防伪标签申请单并按照甲方指示出具制造订单或出货单交予甲方并获得其书面批准。
3. 在防伪标签申请单获得甲方书面批准后,乙方应于甲方书面同意后●日内将申请单中记载的授权费支付至甲方指定银行账号。甲方应在收到乙方支付的授权费后●日内按申请单记载数量向乙方提供防伪标签。如授权费尚未超过保底授权费的,甲方应在批准申请单●日内向乙方提供防伪标签。
4. 关于防伪标签,乙方不得有以下任何行为:
 - (1) 从甲方以外的第三方处进购防伪标签或自行制造防伪标签;
 - (2) 从产品上撕下防伪标签并进行再利用
 - (3) 未按照防伪标签申请单记载的产品品名及数量使用防伪标签;
 - (4) 向第三方转让防伪标签。

第8条(授权产品的制造委托)

乙方委托第三方制造商(以下称“受托制造商”)制造全部或部分的授权产品时,应提前向甲方告知受托制造商信息(企业名称、规模、生产能力等),并获得甲方的书面同意。此外,乙方应让受托制造商同样遵守本合同的规定,将相关内容载入其与受托制造商之间的委托制造合同,并对受托制造商的行为向甲方承担一切责任。

第9条(授权产品的销售及流通)

1. 未经甲方事先书面同意,乙方不得在授权区域外销售、流通授权产品。
2. 乙方应让销售授权产品的第三方同样遵守前款规定,并将相关内容载入其与第三方之间的买卖合同,并约定该第三方有转售情形时,亦应同样。乙方应对该等第三方的行为向甲方承担一切责任。

第 10 条（第三方侵权应对）

1. 乙方根据本合同享有的商品化授权权利被第三方侵权时，乙方有权以其名义进行维权（包括但不限于发送律师函、行政投诉、提起诉讼等），但乙方应事先通知甲方侵权业者、侵权行为等具体的侵权信息以及打算采取的维权方式，并获得甲方的书面同意。
2. 前款规定的维权所需费用（以下称“维权成本”）由乙方负担，通过维权所获得的赔偿金、和解金等的收入，在扣除全部成本后，乙方应按照甲方：乙方=●：●的比例向甲方分配该等剩余收入。
3. 甲方在合理范围内对第 1 款规定的维权进行必要协助，如该等协助需要发生一定费用的，则应作为维权成本由乙方负担。

第 11 条（著作权归属）

基于授权标的制作的所有制作物的著作权（包括但不限于授权产品的设计图、广告宣传资料等的著作权）均归属于甲方，乙方对此不享有任何权利。

第 12 条（商标等注册行为的限制）

乙方不得自行或通过第三人在任何国家或地区对授权标的及与此类似的标识或作品进行商标申请、著作权登记或进行其他任何知识产权的申请或登记。

第 13 条（甲方义务）

1. 甲方承诺，其有权向乙方进行第 2 条中规定的商品化授权，其授权给乙方使用的授权标的未侵害任何第三方的知识产权等的权利。
2. ……

第 14 条（乙方义务）

1. 乙方应持续、积极地制造、销售授权产品。
2. 乙方应在本合同规定的授权范围内使用授权标的，任何超出授权范围的使用都应被禁止。
3. 乙方保证授权产品的制造、销售、广告宣传符合所有可能适用的法律法规、国家标准、行业标准，授权产品质量良好，不存在任何缺陷或瑕疵。
4. 除归责于甲方事由造成的以外，乙方应保证在行使商品化授权权利时不会侵害任何第三方的知识产权等的权利。
5. ……

第 15 条（第三方纠纷应对）

因授权产品引发的与第三方之间的纠纷（包括但不限于产品质量纠纷、知识产权侵权纠纷等），除因授权标的造成的以外，应由乙方应负责予以解决并承担相关费用，不得给甲方带来任何麻烦。由此给甲方造成损害的，乙方应予以赔偿。

第 16 条（合同终止时的应对）

1. 授权期限届满后或合同终止后，乙方应立即停止制造授权产品。
2. 乙方应在授权期限届满后或合同终止后●日内向甲方书面汇报授权产品（包括半成品）的剩余库存、未使用的防伪标签数量、用于制造授权产品的零件或模具数量、使用了授权标的的广告宣传材料库存（以下统称为“授权产品的库存等”）信息。
3. 如乙方根据本合同向甲方支付了相应的授权费及保底授权费并按照前款规定向甲方进行了汇报的，则乙方可在授权期限届满后或合同终止后●日期限内（以下称“清货期”）销售库存授权产品。另，如本合同是因归责于乙方事由解除而终止的，则乙方应在合同终止时立即停止销售授权产品，并按照第 4 款的规定采取销毁措施。
4. 清货期届满后，乙方应立即停止销售授权产品，在甲方指定期限内销毁授权产品的库存等，并就销毁事实向甲方提供加盖公章的书面说明。甲方有权自行或委托代理人会同销毁现场，乙方应予以协助。

第 17 条（授权书的发行）

甲方向乙方出具乙方合理要求的行使商品化授权权利所需要的授权书。若授权书中记载的事项与本合同内容不一致，应依据本合同的内容进行解释。授权期限届满或本合同终止后，乙方应及时向甲方返还授权书。

第 18 条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第 19 条（合同解除）

-
1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告该违约方当事人在 15 日内予以纠正，但该违约方仍未纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
 2. 对方当事人符合下述任一情形的，甲方或乙方均有权不经向对方当事人进行催告即可立即解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
 3. 甲方或乙方出现前两款规定之事由的，即使对方当事人未作出解除之意思表示，其对对方当事人负有的一切金钱债务，亦当然丧失期限利益，应立即进行清偿。
 4. 甲方根据第 1 款和第 2 款的规定解除本合同的，无须返还已取得的授权费及保底授权费。
 5. 根据本条规定解除合同的，不妨碍损害赔偿请求权的行使。

第 20 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，要求对方当事人予以赔偿。

第 21 条（不可抗力）

甲乙双方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行或其他无法预见，且其发生或结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 22 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 23 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 24 条（准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用中华人民共和国法律。

第 25 条（争议解决）

与本合同有关的一切争议，由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交仲裁申请时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事方均具约束力。

第 26 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

作为签订本合同的证明，本合同以日文及中文译本各制作 2 份，甲乙双方签字盖章后各执一份。

甲方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：